



「和歌山の食から 保育の展開を考える」

和歌山の食（材）を知り、食との関わりから保育を考える

2020年1月22日
馬場 耕一郎

保育所保育指針について

【根拠法令】

○児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（児童福祉施設最低基準）
（保育の内容）

第35条 保育所における保育は、養護及び教育を一体的に行うことをその特性とし、その内容については、厚生労働大臣が定める指針に準ずる。

【保育所保育指針の趣旨】（保育所保育指針「第1章 総則」より）

・保育所における保育の内容に関する事項及びこれに関連する運営に関する事項を定める。
・各保育所は、この指針において規定される保育の内容に係る基本原則に関する事項等を踏まえ、
各保育所の実情に応じて創意工夫を図り、保育所の機能及び質の向上に努めなければならない。

【策定及び改定の経緯】

- ・昭和40年8月「保育所保育指針」策定
- ・平成2年3月改訂 養護機能の明確化・保育内容の年齢区分の細分化・保育内容の改正（6領域→5領域）等
- ・平成11年10月改訂 子育て支援、職員の研修、保育士の保育姿勢、SIDS予防、児童虐待対応 等
- ・平成20年3月改定 保育所保育の特性（養護と教育の一体的展開等）の明確化・保育課程の編成・自己評価の実施及び結果の公表・小学校との連携・保護者支援・職員の資質向上、施設長の責務 等
- ⇒平成29年3月改定（平成30年4月適用）

養育化・大綱化

2

保育所保育指針には ①

- ・保育所の社会的責任
保育所は、地域社会との交流や連携を図り、保護者や地域社会に、当該保育所が行う保育の内容を適切に説明するよう努めなければならない。
- ・社会生活との関わり
家族を大切にしようとする気持ちをもつとともに、地域の身近な人と触れ合う中で、人との様々な関わり方に気付き、相手の気持ちを考える関わり、自分が役に立つ喜びを感じ、地域に親しみをもつようになる。また、保育所内外の様々な環境に関わる中で、遊びや生活に必要な情報を取り入れ、情報に基づき判断したり、情報を伝え合ったり、活用したりするなど、情報を役立てながら活動するようになるとともに、公共の施設を大切に利用するなどして、社会とのつながりなどを意識するようになる。

保育所保育指針には ②

- ・環境
地域の生活や季節の行事などに触れる際には、社会とのつながりや地域社会の文化への気付きにつながるものとなることが望ましいこと。その際、保育所内外の行事や地域の人々との触れ合いなどを通して行うことも考慮すること。
- ・日常生活の中で、我が国や地域社会における様々な文化や伝統に親しむ。
- ・人間関係
高齢者をはじめ地域の人々などの自分の生活に関係の深いいろいろな人と触れ合い、自分の感情や意志を表現しながら共に楽しみ、共感し合う体験を通して、これらの人々などに親しみをもち、人と関わることの楽しさや人の役に立つ喜びを味わうことができるようにすること。また、生活を通して親や祖父母などの家族の愛情に気付き、家族を大切にしようとする気持ちが育つようにすること。

保育所保育指針には ③

- ・家庭及び地域社会との連携
子どもの生活の連続性を踏まえ、家庭及び地域社会と連携して保育が展開されるよう配慮すること。その際、家庭や地域の機関及び団体の協力を得て、地域の自然、高齢者や異年齢の子ども等を含む人材、行事、施設等の地域の資源を積極的に活用し、豊かな生活体験をはじめ保育内容の充実が図られるよう配慮すること。
- ・食育の環境の整備等
保護者や地域の多様な関係者との連携及び協働の下で、食に関する取組が進められること。また、市町村の支援の下に、地域の関係機関等との日常的な連携を図り、必要な協力が得られるよう努めること。

和歌山市布引地区特産の布引大根

